**高松小学校**　**重大事態対応フロー図**

重大事態の発生

教育委員会へ重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体と判断された場合

※PTA組織へも事態を報告し、必要に応じて情報提供や意見収集を行う。

学校に重大事態の調査組織を設置

※「いじめ対策委員会」を調査組織の主体とする。

　　　　　　組織の構成･･･校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、担任教諭

また、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案と直接人間関

係または特別な利害関係を有しない教育相談員等、第三者の参

加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう

に努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

　　　※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

　　　※調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校児童や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告

※指示があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果をふまえた必要な措置

※調査結果をふまえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、それを実施する。

　　　※再発防止に向けた取り組みの検証を行う。

学校いじめ防止基本方針　　　　　　　　　　　　　　　　　田原市立高松小学校

１　基本的な考え方

　　いじめは決して許されないことであるとともに、「どの子にも、どの学校でも起こり得

るものである」ことを十分に認識して、教職員だけでなく、保護者や地域、教育関係機関

の協力を得ながら協働して未然防止と解消に当たる。

２　いじめ防止のための組織の概要

　・互いに認め合い、励まし合い、助け合う共感的な姿勢を大切にするとともに、一人一人

が自己存在感を実感できる場づくりをする。

　・分かる授業、一人一人を大切にした楽しい授業を心がける。

　・家庭や地域との連携を密にし、好ましい人間関係の中で指導にあたる。

　・全職員参加のもとに、月１回の委員会及び必要に応じて臨時に委員会を開催して、児童

　　一人一人に対する理解を深めたり、いじめや不登校についての研修を深めたりして問

題の早期発見に努める。

・児童理解委員会では小規模校の特性を生かし、担任が自分の学級の児童について報告す

　るにとどまらず、担任外の児童について多様な視点から具体的な情報交換を行う。さら

に、指導方法については各職員の意見をまとめ、校長が方針を決める。

３　方策の概要

　①いじめの防止

　　・認め合い、励まし合える人間関係を育成する。

　　・仲間づくりと日常的な活動をとおして、子どもと子ども、子どもと教師の心の交流を

図る。

　②いじめの早期発見

　　・児童理解委員会を毎月１回開催し、気になる子どもの情報を共有するとともに、全教

　　　職員の協働体制で指導を行う。

　　・アンケートを学期１回実施して、実態把握をする。また、その結果を基に教育相談活

　　　動を実施し、当該する子どもを指導・援助する。

　③いじめの対処

　　・問題のある子どもについては、問題の所在、実態を正しく捉え、家庭との相談を図り

　　　つつ適切な援助と指導にあたる。

　④学校における生徒指導体制

　　・いじめが認められたときは、校長、教頭の指導の下、生徒指導担当（校務主任）を中

　　　心に担任及び養護教諭で、「いじめ対策委員会」を開催し、援助・指導の方策を講じ

る。

　⑤学校評価、教職員評価の活用

・学校評価等にいじめに関する項目を設定し、いじめの認識と実態を捉え、指導や改善

　に活かす。

　⑥家庭や地域との協働体制

　　・市や県の相談員、スクールカウンセラ一、校区青少年健全育成委員等との連絡を密に

し、情報収集や指導の方策を講じる。